

警察官によるけん銃の適正使用のために

学生番号: 8476

氏 名 : 西野 雄士郎

要約

警察官に武器の携帯及び使用が認められていることは周知の事実である。しかし従来、その使用が適正かつ的確になされていないという問題が指摘されてきた。

平成 13 年に警察官けん銃警棒等使用及び取扱い規範の改正が実施されたが、けん銃の使用に対する過度に抑制的な意識を払拭するという点が未だ効果的な解決に至っていないこともあり、警察官はその業務上、仮に合理的な判断の元にけん銃使用が可能であるとされた場合であっても、その使用を躊躇・忌避してしまうのが現状である。

そこで本稿では、警察官による武器使用の基本的な要件を確認することからはじめ、その中でも特にけん銃の使用に焦点を絞り、適正・的確な使用の促進を目的として、具体的事例を挙げつつ、その限界を明らかにし十分条件たる要件を明示することを試み、最後に、特に抽象的であると思われるけん銃の使用要件に言及した上で、それらを踏まえて今後の展望に関して考察する。

目次

はじめに

第1章 警察官によるけん銃使用の要件

第1節 警察官による武器使用の要件

第1項 武器の意義

第2項 武器使用の要件

第2節 けん銃使用に焦点を絞った使用要件

第1項 威嚇的使用

第2項 加害的使用

第2章 具体的事例にみるけん銃使用の限界

第1節 けん銃使用の前提要件

第1項 警察比例の原則

第2項 犯行の態様

第2節 けん銃操作における過失の有無

第1項 威嚇射撃の要否

第2項 生命を奪う危険性

第3節 事例考察 一小括に代えて一

第3章 効果的なけん銃使用を目指して

第1節 けん銃使用要件の具体化

第1項 威嚇的使用の十分条件

第2項 加害的使用の十分条件

第2節 現状の課題と今後の展望

第1項 けん銃使用に関する現状の課題

第2項 今後の展望

おわりに

はじめに

警察官に武器の携帯及び使用が認められていることは周知の事実である。銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項には、「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない」とあり、同第1号には、「法令に基づき職務のため所持する場合」との定めがある。そこで警察法第67条をみると、「警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる」旨が記されており、加えて警察官職務執行法第7条ではその使用に関する定めがある。ゆえに、警察官のけん銃使用は当然に認められていると解される。

しかし、従来その使用が適正かつ的確になされていないという問題が指摘されてきた。平成13年に改正が実施された、警察官けん銃警棒等使用及び取扱い規範の改正趣旨をみると、犯罪情勢の悪化を背景に、国民生活の安全と平穏を確保するためには警察官がけん銃を的確に使用する必要がある旨述べられている。そして、その理由として、「第一線の警察官には、けん銃の使用は最後の手段との意識が強いこと、現行規範におけるけん銃の使用に関する規定が抽象的であること、けん銃の使用後の報告が煩雑であること」等が挙げられ、結果的に、職務執行上けん銃の使用が必要である場合に使用をためらう傾向もみられることが示されている。こうした、けん銃の使用に対する過度に抑制的な意識を払拭することにより、職務執行上けん銃の使用が必要である場合に、警察官による適正かつ的確なけん銃使用を可能とすることを目的として法改正がおこなわれた。しかしながら、現在でもなお警察官によるけん銃使用の事案が発生すると、その多くが刑事裁判にかけられて、呼応するようにマスメディアや市民の間でその使用の正当性が議論されている。

こうした状況下で、上記の問題点の根本的な部分である、けん銃の使用に対する過度に抑制的な意識を払拭するという点が未だ効果的な解決に至っていないこともあり、警察官は、その業務上、仮に合理的な判断のもとにけん銃使用が可能であるとされる場合であっても、けん銃の使用を躊躇・忌避してしまうのが現状である。

そこで本稿では、まず、改正後の法令を基に警察官によるけん銃使用の基本的な要件について言及し、次いでそれらの要件を具体的事例に当てはめて抽象的なけん銃使用の限界を可能な限り明らかにし、それらを踏まえた上で、警察官がけん銃を使用する際に考えられるであろう十分条件たる要件の明示を試み、最後に、現状の問題点及び今後への展望を述べることで、より適切かつ的確なけん銃使用に関して検討することを目的とする。

第1章 警察官によるけん銃使用の要件

本章では、法令で定められた警察官による武器（特にけん銃）使用の基本的な要件について明らかにする。そのため第1節では、警察官職務執行法第7条に記された武器の意義及びその使用要件に関して取り上げ、続く第2節では、特にけん銃に焦点を絞り、その使用要件を明らかにする。

第1節 警察官による武器使用の要件

第1項 武器の意義

警察官は、警察法第67条の規定により、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。ここにいう小型武器とは、個人装備として携帯できる程度の武器を指すと理解されている。実際のところ、現在、警察官は既にけん銃、ライフル銃、自動小銃等を装備している。これらの武器が警察官職務執行法第7条の「武器」に該当することは言を待たない。

これに対し、警棒・警杖の場合、その用法次第では人の殺傷にも用い得るものではあるが、本来は防衛や制止を目的として作られた用具であって、人の殺傷自体を目的として作られたものではない。そのため、警棒・警杖は警察官職務執行法第7条にいう「武器」には該当しないと考えられる²。したがって、警棒等をその本来の用途のために使用する場合には、その使用の過程で相手方に多少の擦過傷や打撲傷を負わせる程度が想定されるとしても、その使用が警察官職務執行法第7条によって規制されるものではない。ただし、本来の用途を超えて、人を殺傷するような方法で警棒等を武器に代わるものとして使用する場合には、実質的に武器の使用に準ずるものとなることから、本条が直接適用されるのではないとしても同様の要件を満たすことが求められる³。

また、催涙ガス等の場合は、それが長時間にわたり人の生理的機能に相当の障害を与えるようなものであれば警察官職務執行法第7条にいう「武器」に該当すると考えられるが、

¹ 第153回外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会会議録第1号28頁（平13・10・23）村井仁公安委員長の発言参照。

² 警察官等警棒等使用及び取扱い規範第4条第2項は、「警棒等を武器に代わるものとして使用することができる」と規定しており、警棒等が武器でないことを前提としている。

³ 古谷洋一『注釈 警察官職務執行法[再訂版]』（立花書房・2007年）354頁

現在警察が使用している一過性の催涙効果を及ぼす程度のものは、制止を目的とした道具にとどまり、警察官職務執行法第7条にいう「武器」には該当しないと解する。しかしながら、そうした効果の弱いものであったとしても、相手方の生理的機能を害するものである上、ガス筒自体の命中により人に障害を与える危険性も常に存在するので、使用場所や方法、代替手段の有無等を含め、その必要性及び相当性を慎重に判断することが求められ、実務においても、これらの使用は武器使用に準じ、警察官職務執行法第7条本文の要件を基準とする扱いとなっていることに留意しなければならない⁴。

以上より、警察官職務執行法第7条にいう「武器」とは、主に人を殺傷するために使用する目的で製造された道具であり、現実的に人を殺傷する性能を有するものをいう。他方、人の生理的機能に何らかの障害を与える目的で造られたものであっても、本来の用法に従って使用した場合に相手方が通常受けることとなる障害が軽微かつ一時的にすぎないものは、人を殺傷するものとは言えず、警察官職務執行法第7条にいう「武器」には該当しないと解されている⁵。

第2項 武器使用の要件

警察官職務執行法第7条にいう武器の「使用」とは、その殺傷能力を発揮させるため、武器を本来の用法に従って用いることをいう。ただし、警察官職務執行法第7条がいうところの「使用」とは人に危害を与えないものを含む概念である。したがって、人に向かって拳銃を発射するといった人を殺傷する行為だけでなく、けん銃を人に向けて構える行為、けん銃を上空へ向けて発射する威嚇射撃等もこの「使用」に該当する⁶。

警察官職務執行法第7条により警察官に武器の使用が認められるのは、「犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由」のある場合である。警察官職務執行法第7条が想定するこれらの事実の存否は、いずれも個々の警察官が具体的な職務執行の場面で判断する。しかしながら、これらの事実が存在するかと認められるためには、個々の警察官が主観的に「存在する」と判断すれば足りるものではなく、一般的に当該事情においてそのように判断するのが合理的であると認められるような客観性が存在することが必要となる。さらに、

⁴ 催涙ガス器具の使用および取扱いに関する訓令第3条各項参照。

⁵ 古谷・前掲注3) 353頁

⁶ 堀内尚『Q&A 実例 警察官の職務執行[補訂]』（立花書房・2008年）62頁

警察官が人に危害を与えるような方法で武器を使用する場合には、上記の要件に加え、警察官職務執行法第7条但書の要件をみたす必要がある。この但書が適用される場合は以下の通りである。すなわち、①正当防衛及び緊急避難の場合、②凶悪犯人の逮捕等の場合（警察官職務執行法第7条第1号）、③逮捕状の執行等の場合（警察官職務執行法第7条第2号）である。まず、警察官職務執行法第7条第1号は、凶悪犯人を逃走せしめることによって大きな社会不安がもたらされるだけでなく、逃走した犯人が更に犯行を重ねた場合には、社会に対して、より大きな危害がもたらされる可能性が存在することを念頭に置いたものである。また、警察官職務執行法第7条第2号は、司法作用の実現を強く保護する必要があることから、武器によって相手に危害を加えることを認めたものと考えられている⁷。

なお、警察官職務執行法第7条第1号にいう「凶悪な罪」とは、単に凶悪犯罪類型に該当すれば足るものではなく、凶悪な犯罪としての実質を持ちあわせているか否かが併せ考慮される。また、警察官職務執行法第7条第2号の逮捕状の執行に関して罪名に制限はないが、各号いずれの場合にも、「他に手段がない」と信ずるに足りる理由が必要である。

以上の要件をみたす限り、当該武器の使用は正当業務行為として刑法上の罪とならず、当該武器の使用に対し、当該武器を使用した警察官に暴行等を加えれば公務執行妨害罪が成立する。

第2節 けん銃使用に焦点を絞った使用要件

第1項 威嚇的使用

警察官によるけん銃の取扱いについては、けん銃の取り出しから、構え、射撃に至るまで、「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」によって詳細に定められている。

本稿では、「威嚇的使用」という語をもって、警察官職務執行法第7条本文に定めのある①(i)犯人の逮捕若しくは逃走の防止、(ii)自己若しくは他人に対する防護、(iii)公務執行に対する抵抗の抑止のために、必要であると認める相当な理由のある場合において、②その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で許容される武器使用を指すものとする⁸。

けん銃使用以外の手段により目的を達成することができると認められる場合には、可能な限り、そうした他の手段によらなければならない。

しかし、人に危害を与えないような方法でのけん銃使用の場合には、警察官職務執行法

⁷ 野々上尚ほか『公務執行妨害罪の捜査101問』（立花書房・2008年）82頁－83頁

⁸ 野々上・前掲注7）82頁

第7条各号に規定するような、「他に手段がないこと（補充性）」までは要求されない。危害要件（警察官職務執行法第7条但書の要件）がない場合には、けん銃使用は、当然に人に危害を与えないような方法（けん銃を構えての威嚇、上空への威嚇射撃等）をとる場合でのみ認められる。

前述したように、けん銃使用の可否は個別具体的な事案における警察官の合理的な判断にゆだねられるが、それは単に警察官個人が主観的に「けん銃使用が可能である」と判断しただけでは足りず、当該判断の基礎となった事情及びその事情を基にした警察官の判断に、警察官の職務執行標準に鑑みて、客観的観点からけん銃使用が必要であると認めるに足りる合理性の存在が必要となる。また、上記の威嚇的使用要件②にいう、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度」とは、けん銃使用に際しての警察官の判断の裁量は、自由裁量ではなく法規裁量であり、たとえ形式的には警察官職務執行法の要件に該当する場合であっても、実質的に警察比例の原則を超えた武器使用をおこなった場合には、当該武器使用が違法となる。武器使用は防衛手段として必要最小限度のものでなければならない⁹。

第2項 加害的使用

けん銃の「加害的使用」とは、警察官職務執行法第7条但書に定められた危害要件（正当防衛、緊急避難、凶悪犯罪の犯人の逮捕等又は逮捕状による逮捕等）がみたされる場合の、人に危害を加えるような方法での武器使用を指す。具体的には、「相手に向けてけん銃を撃つこと」である¹⁰。

逮捕に際して留意すべきは、けん銃の加害的使用はあくまで犯人の身柄確保を目的としておこなわれるものであり、逮捕の後に犯人を刑事手続にのせ、犯人の刑事上の責任を明確にすることを前提としておこなうものであるという点である。したがって、逮捕のために身体に傷害を与えるにとどまらず、はじめから生命を害することを認識しつつけん銃を発砲する行為が許容されるとは考え難いということが挙げられる。しかし、必要最小限の方法でけん銃を使用したにもかかわらず、予期に反して相手方に重大な危害を与える結果を生じさせた場合は、当該重大危害の発生機序について警察官に過失のない限り、武器の使用が違法となることはない。

⁹ 穴戸基男ほか『新版警察官権限法注解 上巻』（立花書房・1977年）109頁

¹⁰ 警察官等けん銃使用及び取扱い規範第8条参照。

次に、正当防衛における要件として刑法第 36 条第 1 項にいう、「やむを得ずにした行為」と認められる為には、当該行為が「急迫不正の侵害に対する反撃行為が、自己又は他人の権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち反撃行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するもの」でなくてはならない¹¹。ここに言う相当性は、防衛手段としての必要性、法益の権衡、反撃行為の態様等を総合的に勘案して判断されるが、緊急避難の場合と異なり、補充性や法益の厳格な権衡は要求されないことに留意すべきである。ただし、他の手段を容易にとり得るにもかかわらず殺傷行為に及んだ場合、また法益の権衡を著しく失するような反撃行為に出た場合や具体的事情に照らして社会通念上相当と認め得るものでない場合には、相当性は当然に否定される。

刑法第 37 条第 2 項には、業務上特別の義務がある者には緊急避難の規定を適用しない旨、定められている¹²。警察官も業務上特別の義務がある者に含まれる。しかし、職務上一定の危難に身をさらすべき義務を負う者に対して、一切緊急避難の規定が適用されないと考えることは妥当ではなく、法令や契約・慣習により負担している当該義務と相容れない限りで緊急避難の規定の適用が排除されるにすぎないと考えられている¹³。また、緊急避難における「やむを得ずにした行為」とは、その趣旨が正当防衛と比べて厳格となり、補充性及び避難行為の態様等が社会通念上相当であることを要する。

第 2 章 具体的事例にみるけん銃使用の限界

第 2 章では、第 1 章で明らかにしたけん銃使用の基本的要件を参照しつつ、判例をもとに、警察官によるけん銃使用の適法又は違法判断の根拠となった点を中心として考察し、その限界を明らかにする。そこで、けん銃使用の適法・違法判断が二段階で評価されているという点に着目し、まず第 1 節でけん銃使用の前提要件の段階で適法・違法の判断が下された事例を考察し、次に第 2 節でけん銃使用の前提要件をみたすものの、けん銃操作の段階で過失の有無が判断基準となった事例について考察を加える。最後に、小括に代えて事例考察を試みる。

¹¹ 最判昭和 44 年 12 月 4 日刑集第 23 卷 12 号 1573 頁

¹² 警察官職務執行法第 7 条但書の規定は、警察官に対し緊急避難の規定が適用されることを予定していることにも留意すべきである。

¹³ 大塚仁ほか『大コンメンタール刑法 第 2 卷』（青林書院・1990 年）484 頁

第1節 けん銃使用の前提要件

第1項 警察比例の原則

第1章で述べたように、警察官はその事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、けん銃を使用することができる。当該判断が客観的に合理的な範囲内か否かは、犯罪の性質、態様、相手方及び警察官の数、危険の急迫性の程度、凶器の所持の有無、凶器の性質、時間、場所、使用する武器の種類、当該武器の使用方法等の、種々の要素を総合的に考慮して決せられる¹⁴。そして、こうした判断に基づいておこなわれる武器使用は、必要最小限度のものでなければならない¹⁵。これが警察比例の原則である。

以上を踏まえ、違法・適法の判断が分かれたふたつの事例を簡潔に示すこととする。

まず、①果物ナイフを所持する銃刀法違反の現行犯人の逮捕のため、いきなり銃口を向けてけん銃を構える行為を違法としたものである¹⁶。これは、不審者がいるとの通報を受けたA巡查部長とB巡查が不審者Xに職務質問を開始したところ、Xが急に逃走し、いったん見失ったが、B巡查が果物ナイフを持った状態のXを再び発見し、銃刀法違反で現行犯逮捕するため、けん銃を取り出しXに向けて構えた事案である。

これに対して、②逃走を続ける犯人に対し「手をあげろ」と叫んでけん銃を威嚇的に構える行為を適法とした事例がある¹⁷。これは、過激派ゲリラ活動を警戒中のA警部が盗難容疑車両の運転者Xに職務質問を開始し、ナンバープレートが偽造であったことから、トランク内を調べようとしたところ、Xが車両を急発進させて逃走し、さらに降車して鉄道線路等を走って逃げようとしたため、逃走防止と逮捕のため「手をあげろ」と叫んで、けん銃を上方斜め前方に向けて構えた事案である。

一見すると、①も②も、共にけん銃の威嚇的使用にとどまっており、かつ犯人の凶器所持という点においてはむしろ①の場合こそ適法とされるべきであると判断されるようにも思える。しかし、続けて合理的判断における種々の要素を検討すると、早急にこうした判断を下すことが妥当かにつき疑問が生ずる。

まず、警棒の存在である。①の場合、B巡查は警棒を携帯していなかったものの、近く

¹⁴ 田宮裕ほか『大コンメンタール警察官職務執行法』（青林書院・1993年）377頁

¹⁵ 警察官職務執行法第1条第2項には、「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたることがあってはならない」との定めがある。

¹⁶ 広島地判昭和62年6月21日刑集第53巻2号231頁

¹⁷ 東京地判昭和55年3月28日労働刑集第13輯670頁

にいるA巡查部長は警棒を所持していた。これに対し、②の場合、A警部は警棒を携帯していなかった。次に、警察官の人数をみると①はA巡查部長及びB巡查の2名であって、B巡查にはA巡查部長という協力者が傍にいたことに対し、②ではけん銃を構えた際、A警部に協力者はおらず、別の警察官が駆けつけたのはXが逃走を止めた後であった。さらに、①では銃口を直接相手に向けて構えているのに対し、②ではあくまで上方斜め前方に向けて構えている。

①の場合では、B巡查はすぐ近くに警棒を携帯した協力者がいるにも関わらずけん銃を使用しており、また、Xが所持していたのは比較的小型の刃物であったこと、Xはあくまで逃走を試みていたこと等に鑑みて、警察官両名で警棒等を用いてXをその場で制圧することはそれほど困難なことではなかったと考えられる。このような状況でけん銃を使用し、いやしくもその銃口をXに向けて構えることは合理的な判断のもとにおこなわれた必要最小限の方法であるとは言えず、警察比例の原則にも反することから、警察官の行為を違法とした判決は妥当であったと解される。

一方、②の場合では、A警部は警棒を携帯しておらず、また協力者もいなかった。こうした場合にA警部がXの逃走を防ぐためにおこなったけん銃の威嚇的使用は、前述の状況及びけん銃使用の態様からすれば何ら違法な行為ではなく、Xの逃走を防止し、これを逮捕するため、合理的に必要とされる限度においてなされたものであると考えられる。

第2項 犯行の態様

警察官職務執行法第7条に定めのある公務執行に対する抵抗の抑止につき、ナイフを振り回す不審者への発砲が認められなかった例としては、前項で挙げた事例①の上告審がある¹⁸。実は、前項で述べた事案①には続きがある。すなわち、B巡查は、不審者Xを銃刀法違反で現行犯逮捕するため、けん銃を取り出して構え、ナイフ（刃体7.4センチ）を捨てるよう警告したが、Xは再度逃走した（第2現場）。そのため、これを見たA巡查部長が追跡してXに追いつき、ナイフを振り回すようにして反抗するXに向けてけん銃を発射した（Xの左手に命中。第3現場）。そしてさらに逃走するXに再び追いつき、ナイフや木杭（長さ171.5センチ）を振るって抵抗するXに殴打され、木杭の山に追い詰められる形となったため（ただし、木杭の山の左右は開かれており転進可能）、大腿部を狙ってけん銃を発射し（第4現場）、左乳房部銃創により即死させたのである。

¹⁸ 最判平成11年2月17日刑集第53巻2号64頁

このようにナイフや木杭を振るって抵抗をおこなうXへの発砲が認められなかった理由として、判決は以下のように述べた。「Xが第2現場以降、前記ナイフを不法に携帯していたことが明らかであり、また、少なくとも第3、第4現場におけるXの行為が公務執行妨害罪を構成することも明らかであるから、被告人の2回にわたる発砲行為は、銃砲刀剣類所持等取締法違反及び公務執行妨害の犯人を逮捕し、自己を防護するためにおこなわれたものと認められる。しかしながら、Xが所持していた前記ナイフは比較的小型である上、Xの抵抗の態様は、相当強度なものであったとはいえ、一貫して被告人の接近を阻もうとするにとどまり、被告人が接近しない限りは積極的加害行為に出たり、付近住民に危害を加えたりするなど他の犯罪行為にでることをうかがわせるような客観的状況は全くなく、被告人が性急にXを逮捕しようとしなければ、そのような抵抗にあうことはなかったものと認められ、その罪質、抵抗の態様等に照らすと、被告人としては逮捕行為を一時中断し、相勤の警察官の到来を待ってその協力を得て逮捕行為にでるなど他の手段を採ることも十分可能であって、いまだ、Xに対しけん銃の発砲により危害を加えることが許容される状況にあったと認めることはできない。そうすると、被告人の各発砲行為はいずれも、警察官職務執行法第7条に定める『必要であると認める相当な理由のある場合』に当たらず、かつ、『その事態に応じ合理的に必要と判断される限度』を逸脱したものというべきである」。

上記のように、仮に凶器を持って強度に抵抗する犯人が相手であっても、その抵抗の態様によっては、警察官にけん銃の使用（特に発砲）は認められないのである¹⁹。

第2節 けん銃操作における過失の有無

第1項 威嚇射撃の要否

警察官職務執行法第7条に定めのある危害要件は、「やむを得ずにした行為」又は「他に手段がない」場合に限られている。ゆえに、威嚇射撃により相手方の抵抗や逃走を阻止することが期待できるのであれば、通常はまず適切な方法での威嚇射撃を試みるべきである。しかし、事態が切迫していて威嚇射撃の時間的余裕がない場合、威嚇射撃が無意味である場合、威嚇射撃により事態が悪化するおそれがある場合等には、威嚇射撃の必要はなく、

¹⁹ このような事案と異なり、犯人を放置すれば警察官や一般市民に危害が加わる現実的危険性の高い事案や、犯人が警察官に対して積極的かつ能動的な加害行為に及んだ事案においては、けん銃の発砲が適法とされる場合が多いことも留意すべきである。

むしろこれを差し控えるべき場合もあるとされる²⁰。

また、自己防護のための威嚇射撃は許されるとした上でけん銃操作の過失を認めた事例も存在する²¹。すなわち、泥酔した労働組合員Xを保護するためパトカーに収容したことを不当逮捕と誤解した他の労働組合員らがパトカーの警察官に暴行や脅迫を加えるうち、労働組合員の手がA巡査のけん銃に触れたため、危険を感じたA巡査が、数回警告の上で、大きく動揺するパトカーのドアから右半身を乗り出して上空に向けて威嚇射撃したところ、騒ぎを見ていたYに弾が当たって負傷させたという事案である。

裁判所は、この事案につき、当該状況下でおこなわれたA巡査の威嚇目的によるけん銃使用は、A巡査が自己及び同僚の生命身体を護るため必要であると認める相当な理由があった場合であると共に、当該事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされたものといえることができるから、発砲したこと自体には責めるべき点はないとした。しかしその上で、このような威嚇射撃をするにあたっては、パトカーが左右に大きく揺れているため極度に身体が不安定となり、予想外の方向に飛弾する可能性の大きい状況にあり、かつ周辺には炭鉱住宅の建つ団地もあったのであるから、A巡査としては、当該状況下でけん銃を発射する際には他人に危害を加えないよう充分注意して仰角を保ち発砲すべきであったものとして、A巡査においては具体的けん銃操作について過失があったと判断した。

本事例では、けん銃使用の判断については概ねA巡査のおこなった判断を認めているものの、威嚇射撃時のけん銃操作、つまるところその仰角の浅さが問題となったと解される。

このように、威嚇射撃そのものに適法性が認められたとしても、その操作に過失があれば結果的に違法となってしまうのである。

第2項 生命を奪う危険性

警察官は、凶悪犯罪の現行犯人又はその犯人であると疑うに足りる十分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗する時に、抵抗や逃亡を防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合は、人に危害を与える

²⁰ 警察官等けん銃使用及び取扱い規範第7条第3項参照。

²¹ 福岡地判昭和44年12月25日下民集第20巻11-12号961頁

ような方法で武器を使用することができる²²。ここにいう「凶悪な罪」がどのような犯罪であるかに関しては、警察官等けん銃使用及び取扱い規範第2条第2項に具体的に例示されている。

生命を奪う危険性が極めて強かったとして、逮捕のためのけん銃の発射を違法としたものとして以下の事例がある²³。すなわち、旅館敷地内に夜間侵入したXを追跡中の警察官Aが、けん銃を構えて「壁に向かって手をあげろ」と命じたものの、Xに足払いをされて逃走され、その後何度か追いつくも、手首をねじられ又は顔を殴られる等して逃走されることを繰り返し、警告や威嚇射撃に関わらずXがなおも逃走したため、逃走防止と逮捕のために足首を狙ってけん銃を発射し、右臀部銃創及び右大腿骨損傷の障害を負わせた事案である。

裁判所は、この事案につき、警察官Aがけん銃発射の際に狙った箇所（足首）を大きく外し、右臀部（下腹部付近）に弾丸が命中していることから、Xの生命を奪う危険性があったことを認め、その原因として警察官Aのけん銃技能、けん銃発射時の視力（発射の際、警察官Aは眼鏡を奪取されていた）、現場付近の視界の悪さに加え、Xが身体を上下左右に動かしながら遠方を逃走していたことを挙げ、当該状況下で発射されたけん銃の弾丸は、警察官Aの狙いから外れてXの身体の他の部位に当たり、その結果Xの生命が奪われる危険性が極めて強い状況にあったと言うべきであるから、このような場合に警察官AがXの足首を狙ってけん銃を発射することは許されなかった、と判示している。

凶悪犯の逮捕のために、警察官は犯人の生命を奪うおそれのある身体の部位を狙ってけん銃を発射することは許されず、また、たとえ犯人の生命を奪うおそれのない身体の部位を狙ってけん銃を発射したとしても、その弾丸が狙った部位から外れ、その生命を奪うおそれのある身体の部位に命中する可能性の強い状況下においては、警察官はやはり犯人の身体を狙ってけん銃を発射することは許されないと解されているのである²⁴。

第3節 事例考察 一小括に代えて一

本稿では、これまで、警察官による武器使用の基本的な要件を確認した上で、それらの

²² 警察官職務執行法第7条第1号参照。

²³ 札幌高判昭和49年1月30日判例集未登載。判旨に関する箇所は、古谷前掲注3) 406頁－408頁参照。

²⁴ 犯人の逮捕はあくまでも生きた犯人の身柄を確保することにあるという考えは、警察官職務執行法第7条の文言及び趣旨から明らかである。

要件が実際にどのように運用・適用されているのかを、判例を基に明らかにしてきた。

そこで本節では小括に代えて、以上を踏まえて最近の事例に考察を加えることとする。

ここで取り上げるのは、平成 18 年に栃木県警鹿沼署に勤務していた男性警察官が、職務質問中に抵抗した中国人元研修生に発砲し、死亡させた事件である²⁵。ただし、この事例は公刊物未登載であることから、あくまで本稿では考察のための参考事例としてこれを扱い、事実関係は現時点で認定されているものを用いることとする。

事例は以下の通りである。「駐在所勤務であった警察官 A が、駐在所付近をうろついていた不審者 X に職務質問を開始したところ、X が逃走したのでこれを追跡した。警察官 A は一度追いつくものの、X の抵抗を受け (①)、警察官 A は地面に倒され足に打撲を負うなどの怪我をしながら、なおも逃走する X を追跡した。民家の庭先で再びもみ合いとなり、その際 X は警察官 A のけん銃を奪おうとし (②)、また、竹棒や石灯籠の一部 (2.8 キロ) を振りかざし抵抗した (③)。そこで警察官 A は (ただし、警察官 A は警棒も所持していた)、けん銃を地面に向けて構え (④)、再三の警告をおこなった (⑤)。しかし X は抵抗をやめることなく石灯籠の一部を振り上げて襲いかかってきた (⑥)。そこで警察官 A は X の腕を狙いけん銃を発砲し (⑦)、弾丸は X の下腹部に当たり (⑧)、X は死亡した」。

この場合、警察官 A の発砲は適法と言えるだろうか。まず、使用要件の威嚇的使用に関する当てはめをおこなう。

警察官 A は X の追跡の際、再三の抵抗を受けている (①、②、③、⑥)。さらに、X はけん銃を奪おうとする等、その抵抗の強度は徐々に増しており、そこには積極的な加害行為が認められる (②、③)。ここで留意すべきは、X があくまで逃走を目的としている点である。本章第 1 節第 1 項において、果物ナイフを所持し逃走する犯人に向けてけん銃を構えた行為が違法となった事例を挙げたが、違法となった根拠は、近くに警棒を所持した協力者がいたこと及び犯人が積極的な加害行為に及ばなかったことであった。その点を考慮すると、本事例において警察官 A に協力者はおらず、また X の抵抗も強度であり、けん銃を地面に向け構えて再三の警告をおこなう等の配慮も伺える (④、⑤) ため、けん銃の威嚇的使用においては警察官 A の行為は合理的に必要最小限度であると考えられ、適法であると解される。

次に、危害要件について検討する。本事例の場合、考えられるのは正当防衛である。これについては、竹棒や石灯籠の一部による殴打やけん銃を奪おうとする侵害行為 (②、③、

²⁵ この事件は 2011 年 12 月 1 日現在、控訴審において係争中である。

⑥) に対する防衛行為であったこと、互いに至近距離でのみあいの直後 (②) で、Xはまさに、石灯籠の一部を振り上げAを殴打しようとしていた (⑥) ことから、Xの行為は急迫不正の侵害行為であったことが認められる。かつ、警察官Aは既にけん銃を構えており、事前に再三の警告をおこなった (④、⑤) もののXがこれを聞き入れず襲いかかってきたこと (⑥) などの事情下においては、自己の身を守るために警察官Aが発砲したこと (⑦) は、やむを得ないものということができ、正当防衛の要件はみたされる。

さらに、過失の有無に関して検討する。確かに警察官Aは威嚇射撃をおこなわなかった上に、弾丸は狙いを逸れてXの下腹部に当たり (⑧)、死亡という結果が発生した。しかしながら、必要最小限の方法でけん銃を使用したにもかかわらず、予期に反して相手方に重大な危害を与える結果となった場合は、その重大な危害の発生機序について警察官に過失のない限り、当該武器の使用が違法とはならないことは既に述べた通りである。

さらに、警察官等けん銃使用及び取扱い規範第7条第3項には、事態が急迫しており威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、射撃に先立って威嚇射撃をすることを要しない旨が規定されている。

以上を踏まえると、警察官Aは強度の抵抗をおこなうXに対しけん銃を地面に向けて構え (④)、再三の警告 (⑤) をおこない、腕を狙って発砲している (⑦) ことから、その手段は必要最小限度のものであったと認められ、また、事態に急迫性が認められることから、威嚇射撃を要しないことには疑いがない。

よって、警察官Aには過失は存在しなかったと考えるべきであり、この事例における警察官Aの発砲は適法であると解するのが相当である。

第3章 効果的なけん銃使用を目指して

第3章では、これまでに明らかにしたけん銃の使用要件及びその限界を踏まえ、より具体的な要件を提示した上で今後の展望に関して言及する。まず第1節において、けん銃の使用要件を「威嚇的使用」と「加害的使用」とに分類した上で、けん銃の適正かつ実用的な使用を重視し、若干厳格な要件を十分条件として提示する。次いで第2節では、前述してきた要件のうち、抽象的ゆえに特に注意すべき要件に関して言及した上で、それらを踏まえて今後の展望を述べる。

第1節 けん銃使用要件の具体化

第1項 「威嚇的使用」の十分条件

既に述べてきたように、警察官によるけん銃の威嚇的使用は警察官職務執行法第7条本文に規定されている²⁶。ここではけん銃の威嚇的使用の実用性に注目し、これを検討して、若干厳格ではあるが、十分条件たる要件を明らかにする。

まず考慮すべきは、補充性と警察比例の原則の関係性である。

けん銃の威嚇的使用に際しては、警察官職務執行法第7条各号に定められているような、「他に手段がないこと（補充性）」までは求められない²⁷。しかしだからといって、必要であると認められる合理的相当性を有するならば、容易にけん銃の威嚇的使用が認められると解するのは早計と言えよう。なぜなら、警察官職務執行法第1条第2項には、「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであって、いやしくもその濫用にわたることがあってはならない」として、警察比例の原則によりあくまで必要最小限度の手段でなければならないことが定められているからである²⁸。したがって、威嚇的使用の要件は「構えの動作」と「威嚇射撃」とで分ける必要がある。

次に考慮すべきは、警察官職務執行法第7条本文の、「必要であると認める相当な理由のある場合」という文言である²⁹。

合理的な範囲内か否かは、犯罪の性質、態様、相手方及び警察官の人数、危険の急迫性の程度、凶器の所持の有無、凶器の性質、時間、場所、武器の使用方法などを総合的に勘案して判断される³⁰。この判断は、警察官の主観的又は恣意的なものであってはならないが、他方、現場で瞬時におこなわなければならないものであることから、判断の基礎となる事実の認識に一応の合理性があり、かつそれらの事実に基づく判断が社会通念に照らし

²⁶ 第1章第2節第1項参照。

²⁷ 平成13年改正前のけん銃規範第7条は、「警棒等を使用する等の他の手段がないと認められるとき」として補充性を要求していたが、現在では警察官職務執行法通りの要求によることとされている。

²⁸ 同じ威嚇的使用であったとしても、けん銃を構えて威嚇すれば足りるような場合には威嚇射撃をすることは許されない。また、威嚇射撃が可能な場合であっても、その回数や方向等は必要最小限度である必要がある。

²⁹ 同条には続いて、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において」との定めもあるが、本稿では十分条件たる要件を明らかにすることが目的であるので、警察比例の原則に従い必要最小限度の手段を用いる限り、必然的にこの要件もみたと考えられる。

³⁰ 第2章第1節第2項参照。

て合理的におこなわれていれば、事後において判断時における事実認識が客観的事実と異なっていたことが判明しても、その認識の過誤について過失がなければ、そのことによって武器の使用が直ちに違法となるものではない³¹。但し、十分条件たる要件を定めるとすれば、前述した犯行態様に対する判断もある程度厳格に制限する必要がある。

以上の事柄を踏まえて、威嚇の使用の十分条件たる要件を、構えの動作と威嚇射撃のふたつの場合に分けて具体的に明示する。

まず構えの動作に関して検討する。構えの動作については、①公務の遂行のうち、実力行使が認められ、強制的な態様でおこなわれるものであること、②犯人が特に殺傷能力の高い凶器を所持していること、③犯人に積極的加害意思が認められること、④相手方の人数に比べ警察官の人数が少ないこと、⑤銃口は上空その他足元等、安全な方向に向け構え、決して相手方に向けないことが挙げられる。

①については、任意手段によってしかおこなえない公務執行の抵抗の抑止のために武器を使用することが許されないことは言うまでもない。②については、仮に凶器が刃物であった場合、主に一度の使用で相手を死に至らしめる可能性の高いものを想定する。果物ナイフなど比較的刃渡りの短いものは殺傷能力が低いと評価すべきである。③については、危険の急迫性の問題にも関わる。加害行為が積極的であれば、それだけけん銃の使用が適法となる可能性は高まる。④については、補充性の問題でもあるが、警察比例の原則にも通じる。数的有利であれば、それだけ他にとり得る手段があり、その手段こそ必要最小限度の手段であると判断され得る。⑤については、銃口を安全な方向へ向けることは冷静な配慮を示し、当該行為は合理的な判断のもとにおこなわれたかという判断をする際に重要となり得る。

次に、威嚇射撃に関して検討する。威嚇射撃については、前述の①から⑤の要件に加え、⑥付近に第三者がいないこと、⑦口頭で射撃の予告をすること、⑧威嚇射撃の際はできる限り仰角を垂直にとり、上空に射撃すること、⑨射撃回数は一回のみとすることが挙げられる。なお、前提として、威嚇射撃が検討されるのは、構えの動作が検討される場合よりも、犯人の加害行為によって警察官自身又は第三者に影響が及ぶ可能性が特に高い場合と考えるべきである。

⑥については、合理的判断がおこなわれたか否かを判断する際に重要である。通行人の多い雑踏等では、特に射撃を控えるべきである。⑦については、警察官等けん銃使用及び

³¹ 第1章第2節第1項参照。

取扱い規範第6条に定めがある。事態が急迫している際には高騰での射撃予告は必要ないが、これを怠れば、後に急迫性に関して争いを生じさせる為、必要であると解するのが妥当である。⑧については、警察官等けん銃使用及び取扱い規範において、「上空その他の安全な方向」と定められているが、銃弾が視認するのも困難な遠距離にいる第三者に銃弾が当たってしまい、その結果過失責任を問われた事例も存在することから、仰角さえしっかりと保てば適法となる上空への射撃が望ましい。⑨については、警察比例の原則の問題である。必ずしも射撃回数を一回のみとする必要はないとの見解も予想されるが、必要最小限度を心がける事の重要性に鑑み、あえてここでは射撃回数を一回のみとした。

以上の要件をみたし、けん銃の威嚇的使用をおこなえば、ほとんどの場合でけん銃使用が適法であるとの判断がなされるであろう。

なお、このほかにも、絶えず口頭による警告を発することの必要性を忘れてはならない。また、職務の執行にあたりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができるが、これはけん銃の「使用」にはあらず「準備」であるので、その状態で一回警告を発することも有用であると思料される³²。

第2項 「加害的使用」の十分条件

続いて本項では、警察官によるけん銃の加害的使用に関して、十分条件たる要件を明らかにする。

威嚇的使用と加害的使用とでは、認められる場合に大きな違いがある。端的に言えば、加害的使用が認められるのは、警察官職務執行法第7条但書に定めがある危害要件が備わっている場合である³³。加害的使用が認められる具体例としては、正当防衛や緊急避難のほか、凶悪犯の犯人の逮捕等、逮捕状による逮捕等の場合がこれにあたる。また、こうした場合には補充性も必要とされる。

逮捕等は、犯人の身柄確保を目的とし、逮捕後犯人を刑事手続に乗せ、その刑事上の責任を明確にすることを前提としておこなわれる。したがって、初めから犯人の生命を害することを認識しつつけん銃を発砲する行為は許容され難い。しかし一方で、傷害・危害を必要最小限にとどめるような方法でけん銃を使用したにもかかわらず、予期に反して重大

³² 警察官等けん銃使用及び取扱い規範第4条参照。けん銃を「準備」する際は、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならないと定められている。

³³ 第1章第2節第2項参照。

な危害を与える結果になったとしても、直ちに当該武器使用が違法となるわけではない。

けん銃の構えから発砲に至るまでは一連の動作であり、基本的には前項で述べた諸要件を踏襲する。しかし、加害的使用について検討する際にさらに加えて留意すべきは、警察官側の積極的加害意思の問題である。特に正当防衛の場合には、刑法第36条に「防衛するため」という文言が存在することからも、防衛の意思の有無が重要であることは明らかである³⁴。

この点に関して判例は、「刑法36条の防衛行為は、防衛の意思をもってなされることが必要であるが、相手の加害行為に対し憤激又は逆上して反撃を加えたからといって、ただちに防衛の意思を欠くものと解すべきではない」とする³⁵。また、「防衛に名を借りて侵害者に対し積極的に攻撃を加える行為は、防衛の意思を欠く結果、正当防衛のための行為と認めることはできないが、防衛の意思と攻撃の意思とが併存している場合の行為は、防衛の意思を欠くものではないので、これを正当防衛のための行為と評価することができる」とする³⁶。

以上より、加害的使用の十分条件たる要件は以下の通りと解すべきである。すなわち、前項に示した①から⑨の要件に加え、⑩構えによる警告や威嚇射撃による警告をおこなうこと、⑪銃口は相手の前腕部から手、又は下腿部から足に向けて射撃すること。

なお、加害的使用の十分条件を検討する際には、威嚇射撃の段階よりさらに厳しく、犯人の加害行為が警察官自身又は第三者に対して既に何らかの危害に及んだ状況を前提とする。既に警察官自身又は第三者に危害が及んでいれば、例え警察官側に積極的加害意思が見られようとも、防衛の意思を欠くものとは考えられない上、急迫性の要件においてもこれを損なうものではないと思われる。

⑩については、補充性及び警察比例の原則の問題である。威嚇的使用の要件⑤（銃口は上空その他足元等、安全な方向に向け構え、決して相手方に向けない）及び要件⑧（威嚇射撃の際はできる限り仰角を垂直にとり、上空に射撃する）などをおこない、構えによる警告や威嚇射撃による警告などの「必要最小限度」な「他にとり得る手段」を、順を追っ

³⁴ 同条には続いて、「やむを得ずにした行為」との定めもあるが、これはつまるところ急迫性及び相当性の問題であり、本稿の定める十分条件たる要件においては、前者は前項③の要件を強めることで、後者は警察比例の原則に従い必要最小限度の手段を用いる限り、必然的にこの要件をみたすものと考えられる。

³⁵ 最判昭和46年11月16日刑集25巻8号996頁

³⁶ 最判昭和50年11月28日刑集29巻10号983頁

て試みることによって、これらの手段による制止が困難であったという証左が得られるのである。⑩については、けん銃操作の過失による違法判断を避けるためであり、生命を奪う危険性への考慮を示す³⁷。また、視界が特に悪い場合や犯人が身体を上下左右に動かし、回避・逃亡を試みている場合、そして当該警察官のけん銃技能が低い場合などには発砲を避けるべきである。

以上のように、けん銃の威嚇的使用及び加害的使用の十分条件たる要件を検討してみると、威嚇的使用、特に、構えの段階と加害的使用との間にはみたさねばならない要件の数の差が倍以上存在することが明らかとなる。これらを考慮し、けん銃使用の要件を段階的に捉えることによって初めて、より適正なけん銃使用が可能になるのである。

第2節 現状の課題と今後の展望

これまで、警察官によるけん銃使用要件の抽象性を指摘し、その限界を明らかにすること及び要件の具体化を試みてきた。本節では、前述した要件のうち、特に抽象的であり注意すべきものについて検討し、けん銃使用に関する現状の課題と今後の展望について述べる。

第1項 けん銃使用に関する現状の課題

ここであらためて言及すべきは、警察官職務執行法第7条の、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において」という文言である。既に第2章で具体例を通じ検討してきたように、この文言に関連してけん銃使用の可否を判断する際に問題となる項目は、「警棒を所持していたか」、「銃口を相手に向けたか」、「警察官及び相手方の人数比」、「相手方は凶器を所持していたか」等、非常に多岐にわたり、これらを総合的に勘案して判断される。

これらの要件をどの程度みたしていれば、警察官によるけん銃使用が適法となるのかという基準については2001年度におこなわれた警察官等けん銃使用及び取扱い規範の改正後も抽象的なままであり、未だけん銃の使用に対する過度に抑制的な意識を払拭するに至っていない。また、各都道府県警においては、例規及び訓令といった形で要件の具体化を図ってはいるものの、条件による場合分けは必然的に細分化されており、同じく非常に多岐にわたる上、未だその具体化は十分であるとは言い難いものでもある。結局のところ、

³⁷ 第2章第2節第2項参照。

警察官によるけん銃使用が適法になる基準については、複雑かつ実用性に欠けたものにならないを得ないというのが現状である³⁸。

また、警察比例の原則にみられる「必要な最小の限度において用いるべき」という要件にも問題が存在する³⁹。当該要件は、補充性と密接な関係をもっているような外観をとり、仮に補充性を必要としない威嚇的使用の場合であっても、裁判所は警察官のけん銃使用を違法と判断する際に、これを根拠として、「他にとり得る手段があり、その（他にとり得た）手段こそが必要最小限度であった」との論調で判断を下す例がしばしば見られる。

何をもって必要最小限度の手段とするかにつき、明確な基準となるものが存在せず、同時に補充性との関連性も考慮しなければならないことに鑑みれば、この点に関する実務に携わる警察官の理解が曖昧なものとなることは想像に難くない。

これらの問題をより具体化して解決していかなければ、警察官はけん銃をはじめとする武器使用そのものを躊躇するようになるであろう。それに加え、仮に警察官本人が武器使用可能と判断した場合であっても、後に裁判がおこなわれて違法と判断されるような事態が繰り返し生じれば、第一線で活動する警察官のうちに、ますます武器の使用を忌避する風潮が生じ、ひいては必要な場合であっても武器を使用せず、警察官自ら又は第三者に不要な危難が降りかかることにもなりかねない。こうした事態は、社会の秩序を維持し、市民生活を守るといふ警察に課せられた任務に鑑みれば、決して望ましいものでないことは明らかであり、また同時にそうした任務を遂行する警察官自身の安全確保の観点からも避けなければならないことは自明である。

第2項 今後の展望

以上を踏まえ、警察官によるけん銃使用の適正化を図るために、今後有効であると思われる方策を提示する。

方策の第1は、空砲の有効利用である。けん銃の威嚇的使用と加害的使用とを比較して明らかとなった、充足すべき要件数の差異に着目すれば、威嚇的使用と加害的使用とは分けて考えなくてはならない。効果の点に鑑みれば、威嚇的使用の際に実包を用いる必要はなく、空砲を使用すれば足りると考えられる。空砲であれば、威嚇的使用の際に問題とな

³⁸ 奈良県警察「警察官等けん銃使用取扱い規範の解釈及び運用について（例規）」（2011年12月1日）

<<http://www.police.pref.nara.jp/koukai/pdf/keimu/2001reiki47-010.pdf>>

³⁹ 警察官職務執行法第1条第2項参照。

る第三者への誤射や、生命を奪う危険性を考慮する必要もなく、文字通り必要最小限度の手段により高い効果を期待することができるであろう。

また、空砲の有効利用に加え、けん銃技能に応じて一定以上の技能を持つ者のみに、けん銃もしくは実包の携帯をさせる免許制を採用することも有効であろう。けん銃使用が違法と判断される要因として挙げられやすい要件として「生命を奪う危険性」があることは既に述べた通りである。けん銃を使用した際には、相手方の身体の中の部位を狙ったのかが裁判で大きな問題となる。そして、弾丸が狙い通りの箇所当たる可能性が低ければそれだけ「生命を奪う危険性」が高かったと評価され、違法であると判断される可能性も高まる。したがって、けん銃もしくは実包を携帯できる者を高い技能を持つ者に限り、けん銃の加害的使用に関する特別の教育を施すことで、発砲が問題となった裁判において、発砲行為が違法と判断される事案の減少がもたらされると予想される。

このように、警察官の技能に応じてけん銃もしくは実包の携帯、そして空砲の使用を段階的に認めていくことは、個々の警察官が自己の処理能力の範囲内で使用し得る最大限の効果を期待でき、適正なけん銃使用のために有用である。

本稿では、適正なけん銃の使用を促すことを目的として、その複雑かつ抽象的な要件を明らかにする試みをおこなってきた。しかしながら、やはり最も即効的な方策として考えられるのは、けん銃を使用する当事者である警察官に対し、「どのような場合に武器使用が許され又は許されないのか」という要件につき学ばせることで、現場警察官が諸要件に精通するよう促すことであろう。

本稿執筆にあたり接してきた数多くの事例で、多くの警察官が、文字通り「やむを得ざる」手段としてけん銃を使用していた。しかしながら、それらの事例にあらわれる警察官達は、あくまで「最後の手段」としてのみけん銃使用を認識し、これをおこなっている場合が多いように感じられる。

事例によっては、確かに武器使用要件が満たされていた場合もあった一方で、けん銃操作における過失が認められたり、相手の生命を奪う危険性の考慮に欠けていたと認められたりした事例も存在した。その結果、違法の判断が下されていた事例も少数ではなかった。

今後、適正なけん銃使用を促進していくためには、現状の抽象的な要件をより明確なものにしていくことに加え、警察官個々の能力に応じ、けん銃そのものや実包の携帯に一定の制限を加える等の方策を検討し、同時に警察官各々が法律要件に関する知識を蓄えていくことが必要である。

おわりに

本稿では、警察官による武器使用の基本的な要件を確認し、次に、その中でも特にけん銃の使用に焦点を絞り、適正・的確な使用を目的として、具体的事例を挙げつつ、その限界を明らかにし十分条件たる要件を明示することを試みた。

けん銃は他の武器と同じく、その使用は警察官職務執行法第7条に定められている。けん銃と他の武器との使用要件は大きく異なるものではないが、けん銃は他の武器と比較して殺傷能力が高いことから、取扱いに関しては、「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」に細かに規定がなされている。それ故、結果的に実務における扱いも他の武器とは一線を画す形となり、非常に扱いにくいものとなっている。

そこでまず、警察官職務執行法第7条をもとに、けん銃の使用目的から使用要件を威嚇的使用と加害的使用により分類した。続いて、それらの要件に従ってけん銃を使用した際に、適法・違法の判断が二段階に分かれて評価されていることに着目し、各段階において適法・違法判断を下す場合に重要視される要件について具体的事例を挙げながら明らかにした。

そして、以上を踏まえ、警察官がけん銃を使用する際にみたすべきと考えられる十分条件たる要件を明示し、加えて現在の抽象的ともいえるけん銃の使用要件を解する際に特に注意すべき点に言及し、最後に今後の展望として、けん銃等の携帯に関する制度の改善し得る点及び法律要件に精通することの重要性に関して述べた。

けん銃使用が適法か違法かの判断の際に重要となる要件の一部は未だ抽象的である。そのため、今後警察官がけん銃をより適正に使用できるよう、こうした要件をより具体化して明らかなものとしていくことに加え、けん銃そのものや実包の携帯に一定の制限を認める等の方策を検討し、また警察官各々がその使用要件に関する知識を豊富なものとしていくことが必要であると考えられる。

本稿では、あくまで十分条件としての使用要件の明示に留まったが、今後ともこの重要な問題につき、研究を深めて追求していく所存である。本稿が第一線で活動する警察官にとって必要十分たる明解な要件提示への一助となることを祈念してやまない。